

(農林水産委員会)

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第一五号)

(衆議院送付) 要旨

本法律案は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であって当該政府が弁済することができると認められないと認められるものの全部を免除するための措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、米穀の売渡しに係る債権の免除

政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であって、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があったときは、当該債権の全部を免除することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

